名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率について

[2026 年 10 月 30 日]

1　地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、地方公共団体は毎年度、前年度決算に基づき健全化判断比率、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することとなりました。また、健全化判断比率、資金不足比率が一定の基準以上となった場合は財政健全化計画、経営健全化計画の策定等が義務付けられています。（比率の算定・公表は平成 19 年度決算から、計画の策定等は平成 20 年度決算から適用）

このうち、一部事務組合である名古屋港管理組合が経営する公営企業（施設運営事業及び埋立事業）においては、公営企業の経営の健全化を図るための資金不足比率の公表と経営健全化計画の策定等の規定が適用となります。

2　令和 7 年度決算に基づく資金不足比率

令和 7 年度決算に基づく名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、次の通り公表します。

名古屋港管理組合が経営する公営企業（施設運営事業及び埋立事業）の資金不足比率はありません。

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率

会　計　の　名　称	資　金　不　足　比　率
施　設　運　営　事　業　会　計	ー　%
埋　立　事　業　会　計	ー

備考

1　資金不足比率の「ー」は、資金不足額がないことを示す。

2　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 19 条に定める資金不足比率の経営健全化基準は 20%である。

３　その他

地方公共団体の財政の健全化に関する法律については、総務省ホームページで閲覧することができます。

総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html